

第12回 燕市まちづくり基本条例市民検討会議 会議録（要旨）

日 時：平成22年6月5日(土) 午前9時30分～午後0時00分

場 所：燕市吉田公民館 3階 講堂

出席者

市民委員：池田委員、市川委員、遠藤委員、長田委員、小原委員、小柳委員、加藤委員、
小林(由)委員、斎藤委員、竹井委員、中村委員、本間委員、安田委員、山田委員、
鷺澤委員（計15名）

（欠席9名 今井委員、宇佐美委員、川瀬委員、小林(正)委員、清水委員、下村委員、
田邊委員、早川委員、藤森委員）

職員委員：石村委員、五十嵐委員、岡田委員、西海知委員、酒井(緑)委員、酒井(善)委員、
武田委員、土田委員、富所委員、服部委員、原田委員、広瀬委員、松本委員
（計13名）

（欠席2名 細貝委員、向井委員）

アドバイザー：新潟大学 馬場 准教授

事務局：企画調整部 南波部長、企画政策課 大越課長、宮路副主幹、田辺副主幹、杉本副参事、
鈴木主任、倉田主事、藤野主事、宮野主事、地域振興課 川上主任（計10名）

傍聴者：なし

次 第

1. 開会	1
2. 意見交換	1
テーマ 「第2章 まちづくりの主体」の各グループ意見の整理について	
① 事務局説明	1
② 馬場先生の意見	5
③ 全体討議	7
3. ワークショップ	10
テーマ (仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の検討 「第3章 協働」と「第4章 市民参画」について	
① 事務局説明	10
② 馬場先生の意見	11
③ グループワーク	12
【1班の発表】	13
【2班の発表】	13
【3班の発表】	14
【4・5班の発表】	14
4. その他	15
5. 閉会	15

■1 開会

事務局：

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただ今より、第12回燕市まちづくり基本条例市民検討会議を開会いたします。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

市民検討会議も12回目の開催となりました。考えてみますと、昨年の6月6日の会議の発足以来、今日でちょうど丸1年が経過します。この間、市民の皆さんと若手職員との信頼関係を一層深めてきていただきました。

私の進行の段取りの悪さから、かなり遠回りした検討の進め方ではなかったかと反省していますが、これまでずっと、皆さんから熱心に、労を惜しまずに議論していただきましたことに、感謝しても感謝しきれないくらいです。大変ありがとうございました。条文の検討もあと少しです。もうしばらくお付き合いをいただければと思います。

はじめに、本日のプログラムについてご説明いたします。本日の資料の次第をご覧ください。

今回の会議では、前半部分の意見交換で、前回の会議の各グループの発表内容から事務局が整理した修正案について全員で確認を行い、条例素案の「第2章 まちづくりの主体」について、市民検討会議としての意見を決定していきたいと思っております。

また、会議の後半部分では、条例素案のたたき台に掲載した「第3章 協働」と「第4章 市民参画」の各条文案についてワークショップを行い、皆さんの考えや意見を出し合っ、各グループの意見をまとめ、発表を行います。

なお、本日の会議の閉会は、正午を予定しておりますので、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

早速ですが、これより次第の2番目の意見交換に移らせていただきます。

■2 意見交換

テーマ 「第2章 まちづくりの主体」の各グループ意見の整理について

事務局：

それでは、これから『第2章 まちづくりの主体の各グループ意見の整理について』をテーマに意見交換を行います。

前回の会議では、条例の「第2章」の各条文案について、皆さんの考えや意見を出し合っ、修正意見をまとめ、発表していただきました。

今回の意見交換では、前回の修正意見を皆さんから確認していただいたうえで、条例素案の「第2章 まちづくりの主体」について、市民検討会議としての素案を決定したいと思います。

【事務局説明】

それでは、事前に送付いたしました資料1をご覧ください。

この資料は、前回の会議で各グループから発表していただいた修正意見等を漏れなく記載し、各グループから挙げられた意見に基づいて、事務局が整理した修正案を掲載したものです。

はじめに、修正案の基本的な考え方についてご説明いたします。資料1の一番上の全体的な意見をご覧ください。全体的な意見として、分かりづらい、表現が硬い、表現がくどいというものがありました。

前回、馬場先生からご説明いただいた内容のおさらいになりますが、条例はルールづくりであり、法形式であるというご説明がありました。法形式ということは、法律などで使用しても良い用語が決まっています。今、皆さんから意見交換をしていただく中で、そこまで細かいことを気にしていただく必要はありませんが、法形式ですので硬い表現を使わざるを得ないという部分が

あることだけ、ご承知おきいただきたいと思います。

また、分かりやすさという場合に、非常に簡略化した表現で分かりやすいということも重要ですが、内容についてきちんと筋道を立てて説明しているから、論理的に誤解を招かないという「分かりやすさ」もあると思います。

馬場先生とも協議させていただきましたが、その両方の「分かりやすさ」の観点から、簡略化できるものはご意見のとおり簡略化し、初めて読む人が、その意味を間違えて捉えない様に簡略化しなかったものもあります。せっかく議論した修正意見が反映されていないグループもあると思いますが、事務局でどのように修正案をまとめたのか、これからご説明させていただきますので、その説明内容を踏まえて、もっと強く言いたいものや、載せてほしくない項目などについて、今一度ご意見をいただければと思います。

まず、第5条の市民の権利です。左側の欄がたたき台の条文、中央の欄が各グループの意見、右側の欄が修正案です。

第1項の修正案をご覧ください。前回の修正意見で、意見を表明し、提案する権利や市民参画する権利について、「平等な立場で」という言葉を追加できないかという提案がありました。これらの権利が平等に保障されることについては、解説の中でも掲載してありますが、条文の中でも明確に定める必要があると考え、修正案のとおり修正いたしました。

また、「まちづくりに関して提案する権利」は、市民参画する権利と重複しているというご意見をいただきましたが、ご意見のとおりであり、削除するという案もありましたが、市民参画と協働を基本として、市民と行政が意見や提案を交わし合いながら、市政運営に市民の意向を的確に反映できる仕組みをより一層充実させていく必要があることから、提案の権利の部分そのまま残し、明確にした方が良く考えました。

もう一点、権利は重要であるが、それには責任が伴うべきというご意見です。そこで、「権利及び責務」として第5条と第6条の規定を一つの条にまとめるというご提案がありました。このご提案につきましては、一つの条で権利には責務が伴うことが明らかになるというメリットがありますし、デメリットとしては、一つの条の条文としては数が多くなりすぎることや、権利と役割が明確に区分されなくなることがありますので、原案どおり別々に分けて掲載していますが、この後で皆さんから今一度ご意見をいただければと思います。

次に、第6条の市民の役割の部分です。

第1項の修正案をご覧ください。前回の修正意見で、強制や押し付けに感じられるため「積極的に」という表現を削除するという意見と、後ろ向きにならないためにも「自主的」という表現に変更した方が良くという意見がありました。発展的な規定にすべきと考え、「積極的」を「自主的」という表現に変更し、簡潔に表現し直した方が良くという意見も踏まえて、修正案のとおり修正いたしました。

なお、第1項から第3項までの文末の部分「まちづくりに努めるものとします」という表現に統一するという修正案もありましたが、反復や重複の意味に捉えられてしまうため、第2項の修正案のみに修正意見を加えました。

もう一点、第6条は、カッコ書きの見出しの部分で「市民の役割」と表現していますが、「役割」という表現を「責務」に変更したいというご提案もありました。しかし、責任や義務を条例に規定することを危惧する意見もいくつかのグループから挙げられました。

法令を守ることなどは責務と言えますが、まちづくり自体を義務化するのは、難しいとする考えもあります。ただし、委員の皆さんが、この条例をどのように考えるのかで規定は変わります。前のめりで、積極的にまちづくりを進めていこうと喚起するための条例であれば「責務」と規定しても良いかもしれません。そうではなくて、みんなでまちづくりを行うことは当たり前のことであって、自主性を求めるべきと考えれば、「役割」としておいた方が良くかもしれません。これは、条例をつくる側の姿勢や立場で変わりますので、修正案では原案どおり役割と表現していますが、この後で皆さんから今一度ご意見をいただければと思います。

次に、第6条第2項の修正案をご覧ください。

前回の修正意見から、表現を簡潔に、分かりやすく変更し、修正案を掲載してあります。

続きまして、資料1の2ページ目をご覧ください。

第6条第3項ですが、前回の修正意見で、責任という言葉が非常に重く感じる、縛りをかけ過ぎるのではないかと、また、責任と言われると発言や行動がしにくくなるのではないかとという意見がありました。

市民の権利や役割は、市民が主体的に権利を行使して、役割を認識しながら自発的にまちづくりを行っていくために定めるものという考え方があります。責任という言葉は重い表現ですが、権利の行使には当然、責任が伴うことを明確にする必要もあります。また、まちづくりは、個人の役割が重要ですが、一人で行うものばかりではなく、地域社会の一員として行わなければならない場合もあります。この場合に、個人の発言や行動は、地域社会の一員としてのもの、つまり個人の利益だけではなくて地域全体の利益を考えた発言や行動である必要があります。だからと言って、市民の発言や行動がすべて制限されるものではありませんが、そのような考えから、第3項については原案どおりとしています。

また、条例を読むときの参考として、条文の文末の表現の使い分けについて、ここに一覧で掲載しました。皆さん、条文案を見ていただいておりますのとおり、条文の文末の表現が違っているものがあります。これは、実は重要な意味があります。この使い分けが分かると、法律を作成した側のスタンスを分かっていると思えます。

まず、文末が「することができる」となっている場合は、するかしないかは裁量で、執行する側の判断の余地を残す場合に使います。

次に、文末が「するものとする」となっている場合は、義務付けは弱くて、方針を示すのみの場合に使います。

次に、文末が「しなければならない」となっている場合は、裁量の余地はなく、義務付けをしたい場合に使います。

最後に「努める」という場合は、義務はなく、努力することを求める場合に使います。ただし、文末の場合は、通常は「努める」と「するものとする」を合わせて「努めるものとする」、「努める」と「しなければならない」を合わせて「努めなければならない」と規定します。

条文を見るときに、この文末の表現に注意して見ていただくと良いと思えます。

次に、第7条の地域コミュニティの役割の部分です。

第1項の修正案をご覧ください。前回の修正意見で、前後で同様の意味合いが書かれているという意見と「多様な主体」という表現を「組織や団体」という表現にした方が良いという意見がありました。説明立てた内容の方が分かりやすいのではないかとということと、多様な主体については、解説の中で例示させていただくこととして、原案どおりとしています。

続いて、第7条第2項の修正案をご覧ください。

前回の修正意見から、表現を簡潔に、分かりやすく変更し、修正案を掲載してあります。

次に、第8条の地域コミュニティ活動の推進の部分です。

第8条の修正案をご覧ください。前回の修正意見で、同じ言葉が3回も出てくるとや前後で同じ意味合いが書かれているといった意見から、前後の意味を考えた中で表現を簡潔に、分かりやすく変更し、修正案を掲載してあります。また、積極的にという意味の言葉を入れた方が良いという意見もありましたが、第6条と同様に考え、自主的という表現のままとしました。

続きまして、資料1の3ページ目をご覧ください。

第9条の自治会の部分です。

第1項の修正案をご覧ください。前回の修正意見で、表現の変更のほか、文章が非常に長い、また担い手という表現が上から目線であるように感じるという意見がありました。これらの意見をもとに修正してみたところ、次の条のまちづくり協議会の規定とのバランスがとれなくなってしまう。また、担い手という言葉について、これに代わる表現も検討してみましたが、法

律などでも使用されていますので問題はないと思われませんが、確かに上から目線と感じてしまわれるかもしれません。しかし、担い手という言葉には「中心となってある事柄を支え、推し進めていく人」という意味があり、受け身ではなく、自分から他へ働きかける、積極的な意味を込めて担い手という表現をそのまま残した中で、修正案を掲載してあります。

続いて、第9条第2項の修正案をご覧ください。

前回の修正意見で、具体的な役割を規定するのは良いが、「まちづくりに関する情報伝達その他行政事務の一部を担う」という表現を削除して、簡潔にした方が良いという意見がありました。自治会の役割は、情報交換や情報伝達など、これまで行ったワークショップの中で数多くの意見が挙げられています。そこで、行政事務の一部を担っていることを広く市民にお知らせすることができればと考え、原案どおりとしています。

次に、第10条のまちづくり協議会の部分です。

第1項の修正案をご覧ください。前回の修正意見で、「小学校区等の一定の単位」という部分でご意見をいただきました。現状と合わないところもあるが小学校区のと後に等が入っているため問題はないという意見と、小学校区等のという表現を削除してはどうかという意見がありました。この部分に関しては、小学校区等と明記することで、自治会の区域で組織するのではなく、その枠を超えた組織であることが明らかになるため、小学校区等の一定の区域と表現を変更し、修正案を掲載してあります。

また、まち協の具体的な組織や活動を明確にして解説文に入れるという意見については、組織や活動内容を限定してしまうこととなります。もし、自治会やまち協の役割をより詳細に、明確に定める必要があるという意見が多いようであれば、きちんと自治会やまち協の皆さんと協議しながら、条例とは別にマニュアルづくりなどを各団体と協働で検討していけたらよいのではないかと考えます。

続いて、第10条第2項の修正案をご覧ください。前回の修正意見で、相互という表現の意味を解説の中で説明した方が良いという意見がありました。こちらについては、解説の中で「相互」についての意味を追加します。ワークショップの中では、まちづくり協議会がそれぞれ、バラバラになってしまっているという意見やまちづくり協議会の活動で方針の共有化が必要という意見がありました。そこで、まちづくり協議会同士が相互にまちづくりの目標などを共有する必要性を明らかにしたものです。

次に、第11条の市民活動団体の役割の部分です。

第1項の修正案をご覧ください。前回の修正意見で、表現的に非常にハードルが高いと感じるという意見や一部表現を削除して簡潔にした方が良いという意見がありました。そこで、表現を変更し、修正案を掲載してあります。

続きまして、資料1の4ページ目をご覧ください。

第12条の市民活動の推進の部分です。

第12条の修正案をご覧ください。前回の修正意見で、市民活動に対する理解を深めという表現だけでは、具体的な方法が分からないという意見がありました。市民活動に対する理解を深める具体的な方法については、条例制定後に取り組みを進めていくこととなりますが、他の自治体の例では、NPOや市民活動などを分かりやすく説明する取り組みとして、広報、ホームページ、ハンドブック作成などによる周知活動を行っている市町村がありますので、解説に掲載させていただきます。また、積極的にという意味の言葉を入れた方が良いという意見もありましたが、第6条と同様に考え、自主的という表現のままとしました。

次に、第13条の事業者等の役割の部分です。

第1項の修正案をご覧ください。前回の修正意見は特にありませんでしたが、第11条の表現に合わせて一部修正させていただきました。また、この中にある人財という言葉は、木へんの人材に修正するということになっていますので、後で修正させていただきます。

続いて、第13条第2項の修正案をご覧ください。前回の修正意見で、「公共的又は公益的な活

動に協力するよう努める」という表現を「社会貢献に努める」という表現にした方が良いという意見がありました。確かに意見のとおり、公共的や公益的という表現は、その違いも分かりにくく、難しい表現だったと思います。ただし、社会貢献と置き換えると、社会貢献はすべての主体に共通する役割で、また範囲が広すぎるため、まちづくりの活動に協力するという意味で、「地域の発展につながる活動」という表現に変更し、修正案を掲載してあります。

次に、第14条の市議会の役割の部分です。

市議会の役割については、規定するべきという意見がほとんどでした。ただし、第1項の部分で掲載しましたが、第2項、第3項については削除した方が良いのではないかという意見もありました。また、私が前回各グループの意見交換を聞いていて、2つのグループだったと思いますが、市議会へこうしてほしいという要望として議会の役割を規定するのではなくて、議会の重要な役割を誰が見ても分かるように市民の皆さんにPRするためのものであると考えれば、やはり規定するべきだという意見がありました。

また、資料5 ページ目の第2項の規定の中で、「積極的に」という表現がありますが、積極的という表現を削除した方が良いという意見がありました。この部分につきましては、積極的を求める意見が多く、あるグループが言われていましたが、議会に期待することという意味合いということであれば、「積極的」と規定した方が良いと思います。

そういった考えから議会の役割については、いずれも原案どおりとしています。

次に、第15条の市の役割と第16条の市の職員の役割の部分について一括でご説明します。

条文中の、「しなければなりません」という表現について、「行います」などに変更し、市の職員の役割や立場を市民にPRするための表現とした方が良いという意見がありました。また、一部の規定について当たり前であるため削除した方が良いという意見もありました。

しかし、ここに規定した市の役割については、市民の皆さんに対して当然果たさなければならぬものであり、その姿勢を示すためにも原案どおりとしています。

以上のとおり、第2章の修正意見についての考え方や意見に基づく修正案についてご説明を行いました。この後、馬場先生から修正案の考え方につきましてご意見をいただき、その後、全体討議ということで、修正案について皆さんからご意見をいただきたいと思います。

その前に、これまでのご説明で、何かご質問やご意見はありますか。

(特になし)

事務局：

それでは、第2章 まちづくりの主体の修正案について、馬場先生からご意見を伺いたいと思います。

【馬場先生の意見】

馬場先生：

皆さん、おはようございます。先程、事務局から説明をしていただきましたが、大きな論点として、二つのことがあります。分かりやすいということがどのようなものなのかということが第一の問題であり、まちづくりに対する皆さんの意向をどのように考えるかというものが第二の問題で、その二つが今回の課題です。

個々の細かい点については、事務局から説明していただきましたので述べませんが、分かりやすさということについては、これまでも繰り返してお話していると思います。まず、誰にとって分かりやすいかと言えば、市民にとって分かりやすいということが重要です。しかし、分かりやすさには、簡単な言葉に置き換えてしまうと分かりにくくなる場合があります。分かりやすさの事例として、僕はよく $E=mc^2$ (イー・イコール・エム・シーじじょう) という式を挙げます。これは何かと思われるかもしれませんが、アインシュタインの特殊相対性理論の式です。式自体はとても短くて簡単で、見た目には分かりやすいです。しかし、内容はどういうことなのかと聞

かれたら物理学者でも難しいものです。そういう意味で、簡単に表記したことによって逆に分かりにくいということもあります。そのため、くどくど説明することも場合によっては必要です。

最初のころにお話ししたように、皆さんの中では当たり前になっていることが、燕に新しく入った人、これから参加しようとする人たちにとっては、馴染みのないことである場合があります。そうすると、細かい説明がないと分からないということもあるわけです。したがって、くどくど説明しなければならない、またそれを文章に書いておくことも必要だということになります。

この条例はルールを定めるものですので、みんなが分かっているルールであれば説明する必要はありませんが、分からない人がいるのであれば、ルールについてくどくど説明する必要があります。ルールは、そういった意味から、くどい文章になってしまうことがあります。

その一方で、ルールには、不安定な、あいまいに書いてある部分もあります。それは、皆さんの中で必ずしも統一的な意思がないものや、はっきりと言えないものなどがあるためで、物事について、絶対にこうですと一義的に定義できないものもあります。したがって、そういったものをぼかして柔軟にしておくことも必要です。そうすると、その両方が混在しているがために、余計に分かりにくいと思われるかもしれません。

これは、ある意味では立ち上がりの文章としては致し方ないことです。市が、皆さんと今回、初めてこの条例づくりに取り組むものであり、その場合に最初から100パーセントのものをつくり上げるのは無理です。総花的ではないけれど、皆さんの意向をなるべく反映させた格好でつくり上げる。その中で、対立する意見も含まれていても、それを排除するのではなく、上手く条文に盛り込んでいけないか。今回の条例は、そういう構成になっているために、ある意味では分かりにくく、細かく書いている部分もあるが、逆に大雑把になっている部分もあります。その濃淡のようなものが皆さんにとって分かりにくいのではないかと、そういったことが分かりにくさというものの説明になるだろうと思います。

僕は、このようにして最初につくり上げる条例なので、法的に問題がなければ、ある程度大雑把なもので良いのではないかと思います。これから、この条例が動き出して、皆さんがもっと細かく規定した方が良いとか、例えばまちづくりというものを定義していますが、燕市のまちづくりというものは、もっと細かく定義できるということであれば、これから定義していただければ良いと思います。いきなり条例を動かす最初の段階から、まちづくりを細かく定義する必然性はないのではないかと、思うんです。

二つ目として、方向性の問題で、トーンがいくつか出てきていると思います。言葉の問題なんですが、自主的なのか、積極的なのかというものです。これは、どちらも価値判断が入っている言葉なんです。「積極的に」ということも「自主的に」ということも価値判断です。その方向性をどう考えるのかということで、先ほど事務局から説明があったとおり、この条例を前のめりで考えるのであれば積極的でしょうし、もう少し客観的に、自分たちでという感じを出したいということであれば自主的ということでしょうし、更に言えば価値判断をすべて外すということも一つの考え方ではあります。ルールづくりなんだから、ルールには価値判断を含めないという考え方もないわけではないですが、それをどの程度のレベルで落とし所にするのかということで、今回は、「自主的に」という方向性にしておいたらどうでしょうかという提案と考えていただければと思います。したがって、玉虫色の部分がないわけではないということですが、ただしそれはある意味良いことで、まちづくりというものは細かく規定してしまうと拘束されてしまうんですね。参加しない市民は、いつも出てこない人だと非難されるということは、本当に僕は嫌なんです。そんな社会はとても暮らしにくい社会であると思うんです。皆さんは、生活のために働いて、このように経済が悪くなってくると、余計にいろいろな問題を抱えておられると思います。そんな皆さんが、全員必ずまちづくりに参加しなければならないと言われるとつらいと思うんです。そうではなくて、参加できる人が上手くまちづくりを行っていくメカニズムを、この条例に盛り込むことができれば充分だと思います。それが少しずつ、みんなやっていこうという気持ちが高まってきた場合に、ここに書き込む、または、逆にここに書き込まなくてもみんながやる

ようになったらそれはそれで良いのではないか。そのように考えていただければ良いのではないかと僕自身は考えています。

事務局：

馬場先生ありがとうございました。それでは、馬場先生からご意見をいただきましたが、ご質問があればお願いします。

(特になし)

【全体討議】

事務局：

それでは、全体討議ということで、馬場先生のご意見を踏まえながら、第2章 まちづくりの主体の修正案について、条文ごとに委員の皆さんからご意見を伺っていきたいと思います。

なお、今回の全体討議で条例素案の第2章について、市民検討会議としての条文案を決定していくわけですが、今回の決定が最終的な決定ということではありません。

次回の会議で第5章以降の部分を検討して、その後、もう1度条例素案の全体像を確認していただく予定です。この場で結論が出なくても、皆さんの思いや考えと照らし合わせて、再度ご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◇第5条（市民の権利）と第6条（市民の役割）

…第5条、第6条について、修正案に対する意見及び他に修正すべき点について意見を求めた結果、修正案のとおり決定しました。また、次の点について全委員に確認を行いました。

事務局：

もう一点ですが、権利が先行して強すぎるのではないか、バランスがとれていないのではないかというご意見から、今一度、市民の権利と責務ということでカッコ内の見出しを変更したうえで、第5条と第6条を一つの条にまとめるという修正案について、ご意見をいただきたいと思います。

…修正せずに、原案どおりとすることに決定しました。

◇第7条（地域コミュニティの役割）と第8条（地域コミュニティ活動の推進）

…第7条、第8条について、修正案に対する意見及び他に修正すべき点について意見を求めた結果、修正案のとおり決定しました。

◇第9条（自治会）と第10条（まちづくり協議会）

…第9条、第10条について、修正案に対する意見及び他に修正すべき点について意見を求めた結果、修正案のとおり決定しました。なお、次の点について意見がありました。

委員：

まちづくり協議会については、将来的にも市の補助金で運営していくのでしょうか。もし、今後、補助金ではなく、各地域で自主的に費用分担をして運営していただきたいということであれば、他にもいろいろな協議会があります。そういった他の協議会の役割をこの条例に載せていない中で、まちづくり協議会だけをまちづくりという名前が付いているからということで、条例に規定することは反対です。その辺を確認したいと思います。

南波部長：

このまちづくり基本条例もまちづくりという名前が付いています。まちづくり協議会は、まちづくりという名前が付いているからここに載せるという考え方とは少しニュアンスが違うと私は思っています。まちづくり協議会のそもそもの設立目的は、地域の課題を自ら解決する、そのための組織を立ち上げていただだけませんかというのがスタートです。このまちづくり基本条例と

の考え方とも非常に近いものであると考えております。そういう意味で、まちづくり協議会というものの位置付けが、このまちづくり基本条例の中に謳い込まれてくるということは、ごく自然なことではないかと思えます。

もちろん、自治会もありますので、この自治会とまち協の関係で、何となく肌身で感じておられる方もいらっしゃると思いますが、この二つの役割がどうなのかということが、実は議会でもかなり突っ込んで言われています。まち協があれば自治会は要らないのか、自治会があればまち協は要らないのか、そんな議論が良くされますが、我々はどちらも必要で、どちらもそれぞれ役割は違いますという考え方です。自治会は、自治会長に関する規則の中で、自治会長は市の特別職という扱いがされています。要するに、自治会というものは、市が行政運営を進めるに当たって、運営のお手伝いをしていただく、いわゆる行政のパートナーであるという考え方です。一方、まちづくり協議会は、住民の皆さんから自らその地域を運営する、地域自治と言いますか、そういう役割を担っていただくという考え方ですので、双方が寄り添ったときにはじめて最大限の力を発揮できる、私の考え方ですが、そのように思います。

補助金がどうなるかということでございますが、少し大きな流れで申し上げますと、市の財政状況という部分から話が始まるんですが、要するにお金がないということが一つの大きな理由です。当初は、3年後には補助金の見直しを行うというのがそもそものスタートだったかと思えます。でも、なかなか思うようにいかない部分や予想外に事業を多く開催していただいているという側面もあり、また一方で補助金があるからやっているんだと、考えが逆転している部分もないわけではありません。そういった部分を少しずつ解消していくには、正直申し上げて、たった今から補助金をやめますということもできないわけではありませんが、せっかく今育ち始めてきたまち協が活動できなくなる、せっかく市民の皆さんが楽しみにしてきた行事がなくなるといったようなこともございますので、これは申し訳ありませんが、急に無くすことはできませんが、少しずつ段階的に補助金を削減させていただきます。これは、まち協への補助金だけではなく、市が一般に出している補助金についての基本的な考え方です。ただし、せっかく一生懸命事業を行おうとしているのに、それでは減る一方ということになります。そこで、今準備させていただいておりますが、イキイキまちづくり団体助成金というものがあります。NPO に対して出している補助金です。

まち協に対する補助金は、今後、毎年削減させていただこうと考えております。NPO に対する補助金は、総額でも 200 万円しかございません。でも、いろいろな、たくさんの方が申請され、有効に利用していただいております。そこで、例えばまち協の補助金をカットして生まれた財源を NPO の補助金に加えることで、NPO の活動に対していろいろな補助をすることができる、そのときにまち協も手を挙げて、こんな事業を行いたいけれど、その補助金を使えないかということであればその事業の内容を判断させていただいて補助金を交付することも可能になる。つまり、まち協としては黙っていても使えた補助金は減っていくけれど、自ら何かをやろうというときにもらえる補助金は申請をして審査に通ればもらうことができる。そんな仕組みができないのかなということで、所管の課では考えています。

まち協の部分だけ考えて、補助金がどうなるかと言えば、方向としては減る方向だと思います。しかし、トータルとして地域づくりのために何かやろうというところに関しては、私は基本的に減らしたくないという考え方をしております。全体的には、こういう方向で考えております。

委員：

一度確認してもらった方が良く思うんです。補助金がなくてもやっていく意思があるんですかということを確認しておかないと、ただ今あるからということで条文に載せ、活動できなくなったら条文を削るといふのであれば、私は最初から載せるべきではないという考え方です。

委員：

まちづくり協議会の事務局をやっていますが、まちづくり協議会という言葉が出ましたので、私が常日頃考えていることを少しお話ししたいと思います。その意味では、南波部長からお聞きし

たことは、私たちが考えていることと同じ方向だということを確認しました。

合併ということがきっかけとなって、まちづくり協議会ができたわけですが、多分、このきっかけがなければ、私たちの方から NPO のようなものを立ち上げるのは、時間がかかったり、難しかったりして、できなかったかもしれません。まちづくり協議会には、まだいろいろな意見があって、大変な部分もあります。でも、私が自治会長として町内のことや行政のお手伝いなども行っている中で、自分の町内の枠を超えて、隣の町内など、いろいろな地域コミュニティの輪を広げていくことができるというのは、まちづくり協議会をつくっていただいて非常に良かったと思います。ただ、その発端が助成金をいただいてのスタートでしたので、その意味では私たちの協議会は、まだ体力作りの段階です。いずれは、今までの活動を生かしながら NPO のように活動していかなければと思います。助成金がなくなったときに、活動できません、解散しますということでは、私たちも努力不足になるのかなと思います。最終的に NPO のような形など、どんな形であったとしても、まちづくり協議会をずっと残して、次の人たちに引き継いでいかなければならないという覚悟でやっています。また、助成金が少なくなったら、イキイキまちづくり団体助成金に私たちも手を挙げたりしていく道もあるかなと思っております。

そういう意味では、ここにまちづくり協議会という条文もきちんと残していただいて、私たちも、まちづくり協議会をつくらうという団体が出て来るように取り組んでいただきたいと思います。金の切れ目は縁の切れ目で、いつの間にか無くなっていくということではなくて、せっかくなりはじめた地域コミュニティです。私たちは、細々ではありますが活動している中で、試行錯誤しながら、自力で、体力作りをしながらやっていきたいなと思っております。また、個人的な意見ですが、まちづくり基本条例の中で、まちづくり協議会の立場やその意味を規定して、さらに自治会との関連を含めて規定していただくことは、私にとって喜ばしいことですし、次にそれを引き継いでいく市民の人たちにとっても指針になるのではないかと考えております。

◇第 11 条（市民活動団体の役割）と第 12 条（市民活動の推進）

…第 11 条、第 12 条について、修正案に対する意見及び他に修正すべき点について意見を求めた結果、修正案のとおり決定しました。

◇第 13 条（事業者等の役割）

…第 13 条について、修正案に対する意見及び他に修正すべき点について意見を求めた結果、修正案のとおり決定しました。

◇第 14 条（市議会の役割）

…第 14 条について、修正案に対する意見及び他に修正すべき点について意見を求めた結果、修正案のとおり決定しました。

◇第 15 条（市の役割）と第 16 条（市の職員の役割）

…第 15 条、第 16 条について、修正案に対する意見及び他に修正すべき点について意見を求めた結果、修正案のとおり決定しました。

事務局：

それでは、条例素案の第 2 章 まちづくりの主体について、委員の皆さんのご意見のとおり、市民検討会議としての意見を決定させていただき、前半の意見交換については、これで終了とさせていただきます。皆さん、たいへんありがとうございました。

■ワークショップ

テーマ（仮称）まちづくり基本条例の提言書（素案）の検討

「第3章 協働」と「第4章 市民参画」について

【事務局説明】

事務局：

それでは、続きまして、これより次第の3番目のワークショップに移らせていただきます。

はじめに、ワークショップで皆さんから実際に意見交換を行っていただきます。第3章と第4章の個別の条文について、その考え方等をご説明いたします。

なお、ワークショップになるべく時間を掛けたいと考えますので、皆さん、宿題としてこの第3章と第4章の部分について読み込んでこられたことを前提として、各条文の説明を省略し、重要なポイントについてのみご説明したいと思います。

また、分かりにくい表現や皆さんの意見と異なる部分があれば、ワークショップの中で、遠慮なく言っていただいた方が事務局としてもありがたいと考えますので、よろしくお願いします。

以前配布した「提言書検討資料」に沿って説明させていただきますが、今日、お持ちでない方がいらっしゃいましたら、各グループの進行係に予備の資料がありますのでお願いします。

提言書検討資料の7ページをご覧ください。

それでは、たたき台の第3章について順番にご説明します。

第17条の協働のまちづくりの推進についてです。第17条は、協働によるまちづくりの基本的な進め方について定めるものです。協働を推進していくという意味表明や喚起するための部分になりますので、第1項では積極的という表現を使っています。

続きまして、提言書検討資料の8ページをご覧ください。

第18条の協働事業についてです。第18条は、市民と行政が相互で実施する協働の取り組みを推進することを定めるものです。具体的に協働を推進していくための仕組みを明らかにするための部分になります。

続きまして、第19条の人財の育成についてです。第19条は、行政と市民とが協働して、「人財」を育成するためのさまざまな機会を提供していくことを定めるものです。なお、ここで使用している人財という用語については、木へんの人材に統一することで修正案が決定されています。

続きまして、第4章についてご説明します。

第20条の市民参画の推進についてです。第20条は、市民の参画を基本とした市政運営を推進することについて定めるものです。市民参画を推進し、市民の意見を市政に反映していくという意味表明や喚起するための部分になりますので、第1項では積極的という表現を使っています。

続きまして、提言書検討資料の9ページをご覧ください。

第21条の市民参画の方法についてです。第2章で皆さんから意見交換を行っていただいた市民の権利や役割の中で、意見表明や提案する権利や市民参画する権利があることや、市民参画に努めるということが謳われていますが、どのような場合に、どのようにして市民参画できるのかを定めるものです。基本的な考え方としては、個々の事案に応じて、市民が参画する機会をどのように設けるべきか、具体的に明らかにするための部分になります。

続きまして、第22条の審議会等についてです。第22条は、市民参画を推進するための具体的な手法の一つとして、審議会等を位置付けるものです。委員の公募制度や幅広い分野から人財を登用すること、加えて会議の公開制度を充実していくための部分になります。

続きまして、提言書検討資料の10ページをご覧ください。

第23条の対話の場の設置についてです。第23条は、市民参画を推進するための具体的な手法の一つとして、対話に基づく市民参画の機会や学習の機会を保障することについて定めるものです。市政懇談会やまちづくり出前講座などの制度や仕組みを今後も充実していくための部分になります。

続きまして、第24条のパブリックコメントについてです。第24条は、市民の意見を市政に反映させる具体的な手法の一つとして、パブリックコメント制度を位置付けるものです。パブリックコメントは既存の制度の中で実施されているため、制度の詳細は別に定めることとしています。

続きまして、第25条の住民投票についてです。第25条は、市民の生活に関わる極めて重要な事項について、住民投票を実施することができることを定めるものです。

ここでお願いがありますが、住民投票の規定については、第9回の会議の中で、規定が必要という意見と、規定は不要という意見が、両論併記のグループを含めて、ちょうど半数に分かれています。この資料の左側の欄に各グループから挙げられた個別意見を掲載してありますが、今回、示させていただいた条文案をご覧ください、再度、規定しても問題がないかを確認していただきたいと思います。

ここまでが、第3章と第4章の各条文のポイントについてのご説明です。

ワークショップでは、具体的に条文案の見直しなどを行っていただきますが、今ほど、ご説明しました第3章と第4章の条文案の考え方につきまして、ご意見やご要望があればお聞かせいただきたいと思います。

(特になし)

事務局：

それでは、「第3章 協働」と「第4章 市民参画」の条文案について、馬場先生からご意見を伺いたいと思います。

【馬場先生の意見】

馬場先生：

協働と市民参画は、分離しがたい部分もあります。さらに、その概念の定義というものは非常に複雑ですが、とりあえず現在の燕市としての考え方、ここでの皆さんの考え方というものを、このような形でまとめさせていただいたということです。そこで、いくつかポイントがあります。

第1の論点は、パブリックコメントという制度です。パブリックコメントは今でも制度がありますが、ポイントは何かと言うと、行政がある情報が必要だと思ったときに、市民に対して意見を聴くというのがパブリックコメントです。したがって、市民が言いたいというものとは違います。

行政が主導で、行政がやろうと思っている事務事業について意見を聴きたいときに使うものがパブリックコメントです。そうすると、どういうものに対してパブリックコメントを行うのかということを決めておくことによって、行政側はそれに従ってパブリックコメントを行うということになります。したがって、いわゆる一般的な参加や参画と呼ばれているものとは違うということをお分かりいただければと思います。

第2の論点は、審議会についてです。現在、このような形で公募市民の皆さんに入っていると思いますが、公募市民をどのように入れていくのかということを考えていただく必要があると思います。審議会は、市民の皆さんから意見を聴かなければならないものと、専門家に委ねなければならないものもあります。全くの素人が議論しても全然意味のないものもあるわけです。具体例として、僕は良く原発の話をするんですが、原発の安全性についての審議会に僕らが行っても何のことも全然分からないわけです。安全かどうかと言われても、良く分かりませんと言うしかないんです。そういった専門的な分野について全くの素人が出ていって意義があるのか分かりませんし、僕は専門家に任せるべきだと思います。逆に、そうではなくて市民が出ていかなければならないものもあると思います。こういうものを区別していただく必要があります。

第3番目の論点は、先ほど事務局からも話がありました住民投票についてです。実は、この住民投票については、僕が担当している大学のロー・スクールの学生に試験問題を出しました。住民投票はどういう条件だったら機能しますかという質問です。何を僕は問いたかったかと言うと、

住民投票というものは、現在、皆さんから行っていただいていることとは全く質が違うということなんです。具体的に言うと、皆さんは、この場でこのように議論して、いろいろな意見が出たり、質問をしたり、いろいろな形でみんなでキャッチボールをして最後に意見をまとめていただいています。でも、住民投票は、例えば5万人くらいの住民投票の有権者がいたとして、その5万人の人達がどのように考えるのか議論を行うことができるかと言ったら議論はできないわけです。みんなで一堂に会して議論ができないから、我々は代議制民主主義という制度を採用しているわけですね。議会の議員を選んだり、長を選んだりしてその人に任せるというメカニズムをとっています。そうであれば、代表者に任せないで自分たちで決めるためには、議論ができたり、情報が十分に与えられたりという、いろいろな条件が成立しなければならないと僕は思っています。最初に僕の意見を言うておきますが、僕は住民投票が嫌いです。なぜかと言えば、みんな議論することができないからです。議論をして良いとか悪いとか言えない、更に利害対立が顕在化するような問題を YES か NO かで答えることは、いかがなものかと考えています。例えば、ある建物を建てることで、土地のある人は利益を得る、土地がない人は利益を得ないというような条件の中で手を上げたりしたらどんなことになるのか、皆さんも良く分かることだろうと思います。そのこと自体を決定することはできますが、地域の公共的な課題を解決できるのかと言えば、必ずしも解決できないのではないかと思うんです。その1点のみの解決はできるかもしれませんが、しこりを残すことになったら解決したと言えるのでしょうか。僕は、住民投票があまり好きではありませんが、好き嫌いと言っても仕方がないことなので、皆さんが、住民投票という伝家の宝刀は抜ける状態にして置くべきだと考えるのであれば規定することになるでしょうし、その前段としてまちづくり基本条例をつくって、みんなで議論できる素地をつくった後で、そういった雰囲気醸成されてから住民投票という制度を規定するという選択肢もあると思います。唯一、僕が自分の意見を言うことができるポイントだと思いますので言わせていただきたいと思います。そういうわけですので皆さん議論してみてください。どういうものだったら住民投票が有効に機能するのか。燕ということが条件です。他の市で動いたから燕でも動くとは限らないんです。燕で動く条件というものを考えていただいたうえで住民投票というものを考えていただかないと市域を二分したり三分したりして、返って禍根を残すことにつながるということも注意していただければと思います。

これらのポイントを注意しながら議論していただければと思います。

事務局：

馬場先生ありがとうございました。それでは、馬場先生からご意見をいただきましたが、ご質問があればお願いします。

(特になし)

【グループワーク】

事務局：

それでは、続きまして、これよりグループワークに移らせていただきます。

はじめに、今回のワークショップの進め方についてご説明いたします。本日配布いたしました資料2をご覧ください。

(資料2に基づき説明)

事務局：

それでは、これからグループ別にワークショップを行ってください。よろしくをお願いします。

また、『提言書検討資料』の第3章と第4章の各条文についてご不明な点は、各グループにご説明に行きますので、私か馬場先生にお気軽にお声掛けください。

(グループ別に、テーマについてワークショップで意見交換)

【グループ別発表】

事務局：

議論の途中のグループもあると思いますが、これから各グループの意見交換の内容についての発表に移りたいと思います。発表は、グループごとにその場で行っていただきます。

それでは、各グループの発表者の皆さんから発表を行っていただきたいと思います。

【1 班の発表】

第 17 条第 1 項ですが、条文中で用いられている表現で、「特性」、「補完」という言葉の意味が分かりづらいということで、もう少しだけ表現にしてはどうかという意見がありました。

同じく第 2 項で「共に活動できるよう」という言葉を削除してはどうかという意見がありました。

第 18 条ですが、「協働のまちづくりを推進するため」という部分が、以下の部分と重なって 2 重のことを言っているのではないかということで、削除して表現を簡略化してはどうかという意見がありました。

第 19 条ですが、「人材を育成するための」という表現を「人材を育成するため」と変更してはどうかという意見がありました。

第 20 条ですが、「保障」という意味が分かりづらく、「提供」という表現に変更してはどうかという意見がありました。

同じく第 2 項ですが、「構築し」という表現を「作り」という表現に変更してはどうかという意見がありました。

同じく第 3 項ですが、「多様で」という表現を削除してはどうかという意見がありました。

第 21 条の本文ですが、「改善」という表現を「見直し」などの柔らかい表現とし、「政策に対する～内容を勧告し、」を削除し、「応じた適切なものにより」という表現を「応じて適切に」という表現に変更してはどうかという意見がありました。

第 3 号でワークショップ、第 4 号でパブリックコメントの部分でカッコ書きで詳しく解説されていますが、あえてここで表記するのではなく、解説の中で盛り込んだ方がよいのではないかという意見がありました。

また、第 4 号と第 5 号で「意見表明」という表現について、敷居が高いと感じるので別の表現に変えてみてはどうかという意見がありました。

第 5 号の「アンケート調査等」については、第 6 号で各号に準ずる方法を規定しているので、「等」を削ってもよいのではないかという意見がありました。

第 22 条第 3 項ですが、「法令等の規定により非公開とされる会議又は議事内容に別に条例等で定める非公開情報が含まれ、」と「会議の全部又は一部を」という表現を削除してはどうかという意見がありました。

第 23 条ですが、この条自体をあえて設ける必要があるのかどうかという意見がありました。

第 25 条ですが、住民投票の制度があるということを決めておくことに意味があるので、残しておいた方がよいのではないかという意見でした。

以上です。

【2 班の発表】

第 17 条第 2 項ですが、「共に活動できるよう必要な体制を整備するとともに、」という言葉を削除してはどうかという意見がありました。

同じく第 3 項ですが、「市民の自発的な活動を促進するため、」という表現の後の部分を「活動に参加する市民の自主性及び自立性を尊重し、必要な支援を行うものとします。」に変更してはどうかという意見がありました。

第 20 条第 1 項ですが、保障という言葉は、必ずしなければならないということになりますの

で、「市民参画の機会を保障し」という表現を削除しても良いのではないかという意見がありました。

第21条第6号ですが、「その他前各号に準ずる方法」と表現した方が良いのではないかという意見がありました。

第22条第1項ですが、審議会の内容によっては、法令により定められているものもあるので、本文の後ろに、「他の法令等の範囲内」という文言を入れる必要があるのではないかという意見がありました。

第22条第2項ですが、「男女比率、年齢構成を考慮し」の部分に「他の審議会等との重複を避ける」という表現を加えた方が良いのではないかという意見がありました。

第24条ですが、パブリックコメントは実施要綱がありますので、その表現を加えておいた方が良いでしょうという意見がありました。

第25条ですが、住民投票については、このまま規定しておいた方が良いという意見ですが、第3項の中で「その都度条例で定めます」という表現がありますが、その都度ではなく、この条例と一緒に住民投票条例を整備した方が良いでしょうという意見です。

以上です。

【3 班の発表】

第18条第1項ですが、「協働」という言葉がくどい感じがして、「市は、協働のまちづくりを推進することについて、市民との協働による事業（以下「協働事業」といいます。）の実施を推進し、当該事業をより効果的に推進するものとします。」と簡潔に表現した方が良いのではないかという意見がありました。

第19条ですが、「努めるものとします」という表現を「努めなければなりません」と義務付けする意味合いを加えてはどうかという意見がありました。

第21条の本文ですが、市民参画を「求めるものとします」という表現は軽いので「求めなければなりません」と表現し、市に義務付けてもらう意味合いを加えてはどうかという意見がありました。

同じく第3号のワークショップと第4号のパブリックコメントにカッコで解説書きがありますが、文章が非常に長いので別のところに注釈等を加えて、さらに第1号から第6号までを新発田市の条例のように簡潔にした方が良いのではないかという意見がありました。

第25条ですが、住民投票については意思決定の市民の最終的な手段でもあるので、外さないで規定すべきだということと、この言葉の中に「市民の最終的な権利です」という意味合いも入れた方が良いのではないかという意見がありました。

以上です。

【4・5 班の発表】

第17条第1項ですが、「補完」という言葉の意味が分かりづらいので、助け合うとか足りない部分をお互いに補うという意味を解説の中などに入れてはどうかという意見がありました。

同じく第2項で「市は、まちづくりにかかわる多様な主体が共に活動できるよう体制を整備するとともに、協働に向けた活動拠点の整備等必要な環境づくりに努めなければなりません。」という表現に変更した方が良いのではないかという意見がありました。また、活動という意味が曖昧なので、「まちづくりの取り組みや活動」などに修正するという意見もありました。

同じく第3項で「市は、協働のまちづくりの推進に当たり、市民の自発的な活動を促進するため、その活動に対して市民の自主性及び自立性を尊重し、必要な支援を行うものとします。」という表現に変更した方が良いのではないかという意見がありました。

第19条ですが、人財を木へんの材に変更した中で、原文で良いという意見です。

第21条第4号ですが、パブリックコメントは、解説の中でメールや紙など、投稿の方法を入

れた方が良いという意見です。

また、意見表明については、インターネットを利用したアクセス方法も現在あるということで、ホームページやインターネットなどによる意見提出について、第6号の前に入れた方が良いのではないかという意見です。

以上です。

事務局：

各グループの皆さん、たいへんありがとうございました。

今回の発表内容を事務局で整理し、今回の会議で皆さんから確認していただいたうえで原案の「第3章」と「第4章」について市民検討会議としての意見を決定したいと思います。

■4 その他

事務局：

それでは、次第の4のその他につきまして事務局から連絡事項のご説明を行わせていただきたいと思います。

今回の会議の開催日程につきまして、本日資料をお配りいたしました「次回会議のお知らせと宿題のお願い」をご覧ください。

今回の開催日ですが、1月後の7月3日（土）午前9時30分から、吉田公民館で開催いたします。

今回の会議では、(仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の各条文に皆さんの意見を反映する最後の作業となる、たたき台の「第5章」「第6章」「第7章」の検討を行い、市民検討会議としての意見を決定していきたいと考えています。

つきましては、大変ご面倒をおかけいたしますが、宿題として『提言書検討資料』の「第5章 情報共有」と「第6章 市政運営」と「第7章 条例の尊重」のそれぞれの条文を確認してきてください。また、修正意見等があれば、その内容を考えてきていただきたいと思います。この宿題のお願いの様式の裏面に、修正意見の考え方と意見の記入欄を掲載しました。

「この宿題に記載したこと以外は会議で発言できない」、というようなことはありませんが、会議の効率的な進行という視点はもちろん、それぞれの思いや考え方をあらためて整理していただく意味でも、できる限り意見をご記入いただければ幸いです。

なお、次回都合によりご出席できない場合は、様式は問いませんので、修正意見等について、事前に事務局にご提出いただきたいと思います。

■5 閉会

事務局：

それでは、閉会予定の時間となりましたので、本日の会議を閉会いたします。

今回も、ふりかえりシートの記入の時間を設けさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。ふりかえりシートは、記入の終わられた方から各グループの進行係までご提出いただき、お帰りいただきたいと思います。

それでは、長時間にわたり御協力をいただき、たいへんありがとうございました。おつかれさまでした。